

第7回半田市議会定例会 総務委員会委員長報告書

当総務委員会に付託された案件については、
12月15日は午前10時30分から、及び17日は午後2時30分から
委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、
その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第74号中当委員会に分割付託された案件については、
補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

人事給与システム改修委託料について、改修内容は何か。とに対し、

令和8年度から、子ども・子育て支援金の徴収が開始されることに伴い、
共済組合に加入している半田市職員は、給与から徴収する必要があるため、
支援金の算定・徴収が行えるよう人事給与システムを改修するものです。と
のこと。

超過勤務手当が、昨年度と比較して大きく増加している理由は何か。とに
対し、

公益通報を契機に超過勤務手当等の未払いが発覚したことにより、
業務を見直した結果、始業前の準備などは業務時間内に行うよう是正した
一方で、時間外での対応が避けられないものを超過勤務として計上したこと
によるものです。特に、保育園業務で、大きく増額となりました。とのこと
でした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、
原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第81号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑と
して、

市役所北側に設置されている掲示板から電子掲示場へ掲示方法を変更する
ことに伴い、配慮すべき個人情報がある場合は、電子掲示場を使わないと
されているが、その判断基準を明文化したものはあるか。とに対し、

明文化したものはありませんが、他自治体で先行的に行っている事例を
確認しながら、適切に判断したいと考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第82号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

公民館の機能を廃止し、地域共創センターへ変更されることで、現在、公民館を利用している高齢者や団体への配慮はどのようなか。とに対し、

これまでの公民館の利用者を大切にするという考えのもと、自治区とは違う小学校区という広がりの中で、多世代で交流できる施設運営を目指し、幅広い年齢の方が利用できるよう努めていきます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第84号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

部分休業が拡充されることにより、制度を利用する職員が増え、他の職員の負担が大きくなることが考えられるが、対策はあるか。とに対し、

特定の課に集中することのないよう人員配置のバランスを考慮するとともに、各課においても業務分担に偏りが生じないように対応していきます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第85号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

令和7年度の議員報酬の引き上げについては、半田市特別職報酬等審議会から答申があったが、今回の期末手当の引き上げについて、審議会からの答申はどのようなになっているか。とに対し、

半田市特別職報酬等審議会における審議対象は、議員報酬の額そのものであり、期末手当は審議の対象ではありません。期末手当の支給率については、国の指定職の改定に準じて、改定を行っているものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第86号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第87号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第88号、議案第89号および、議案第90号の3議案については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、3議案とも、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第91号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

モーターボート競走事業収入をこどもの未来応援基金として積み立てる理由は何か。とに対し、

モーターボート競走法では収益金の使途について、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興、その他住民の福祉の増進を図るための施策に充てることと規定されています。収益金をこどもの未来を応援するための事業の財源とすることで、選ばれるまち半田市を目指していきます。とのこと。

モーターボート競走事業収入を、こどもの未来応援基金とモーターボート競走事業財政調整基金に積み立てる割合は、どのような。とに対し、

モーターボート競走事業財政調整基金については、目標額の1億円を達成しているため、1億円を下回らない限りは、収益金はこどもの未来応援基金に積み立てる予定です。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第99号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第１０４号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

幼稚園に関する業務が教育委員会から市長部局へ所管替えされるが、法的に問題はないか。とに対し、

教育委員会が行う業務は法律で定められていますが、市長部局が一部を執行できる規定があるため、問題ありません。各種法令に基づき、適正に業務を行います。とのこと。

環境課が水道部へ所管替えとなる中で、墓地整備担当が環境担当に統合された理由は何か。とに対し、

墓地整備担当は、持続可能な墓地運営を推進するために設置しましたが、墓地管理料の導入など必要な対応が概ね完了したと判断し、今後は、環境担当と統合することで、業務の効率化を図るものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。